

国民の「ねじれ」は解消していない

総選挙、そして参院選挙

国民の「ねじれ」は解消せず

昨年末の総選挙の結果は、二一世紀日本の第三の転換の起点をもたらした。すなわち、「財界と政権のネジレ」を是正しようとした小泉構造改革（第一の転換）と、「民意と政権のネジレ」を是正しようとした自民から民主への政権交代（第二の転換）であり、野田政権のもとでの第二の転換の終焉を受けての総選挙だった。その結果は改憲型新自由主義派圧勝をもたらし、それを導いた維新の会などの「第三極」も生まれ、第二次安倍政権誕生による第三の転換点が生まれた。

今夏参院選挙では、アベノミクスや「ねじれ解消」を掲げた自公与党が安定過半数を獲得。一方、民主党は社会保障・消費税増税一体改革などでの自民と同一路線化が国民から支持されず大敗、「第三極」も自公政権に替わりうる政策の支持を得られず伸び悩み、対抗軸が明確に打ち出せた共産党が躍進する形となった。「ねじれ解消」は果たされたかに見えるが「政権と民意のねじれ」は深刻なままである。「朝日新聞」（七月二十四日、世論調査）では、消費税引き上げに「反対」五八%（「賛成」三〇%）、原発再稼働に「反対」五二%（「賛成」三三%）をはじめ、TPP、オスプレイ等に対する脱新自由主義的民意は依然根強く、深化している。

戦後最大の憲法危機

明文・解釈・立法の改憲のいきが

憲法をめぐるのはどうか。総選挙の結果、衆院では自民・維新・みんなの各党が改憲発議に必要な三分の二をはるかに超える勢

力になった。

今夏七月の参院選挙では、改憲政党の自民・みんな・維新の占有率は五九%と、改憲発議要件の三分の二に至らなかった。

しかし、「朝日新聞」の参院議員へのアンケート（七月二十三日）では、七五%が改憲に「賛成」（「毎日新聞」も同じく七四%）という報道もあり、改憲をめぐる、戦後最大の憲法危機に直面する事態が生まれており、予断を許さない。

改憲については、明文・解釈・立法の各側面からの動きを見ておく必要がある。

明文改憲

自民党は昨年四月に憲法改正草案を作成、海外派兵や治安出動を行う「国防軍」創設を明記した。自衛隊を「軍」とするのは単なる名称変更ではなく、軍の規律を維持する「審判所（軍法会議）」を伴う。現行憲法が禁じている特別裁判所のことであり、基本的人権について「公益及び公の秩序」の範囲内では認めない条文を盛り込んでいることと合わせて、日本国憲法が規定する徹底した人権保障を制限し捨て去る危険な内容となっている。

解釈改憲

第一は、「防衛計画大綱」である。今年度中の再改定をめざすとしており、対中国・北朝鮮の防衛力構築として、海兵隊創設や敵基地攻撃能力保有、日米防衛ガイドライン見直しなどを内容としている。

第二は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」である。年内にも集団的自衛権行使や軍事行動を含む国連の集団的安全保障への参加容認の提言を行うとみられる。（裏面へ続く）

明文・解釈・立法で「改憲」が現実的に

「あいち医師・歯科医師九条の会」第16回憲法のつどい

テーマ：どうなる憲法、どうする憲法

～参院選挙後の情勢と憲法をめぐる課題～



●講師

平井宏和氏

（愛知県弁護士会副会長）



田巻紘子氏

（同 憲法問題委員会委員）

●とき 10月5日(土)午後3時～5時

●ところ 愛知県保険医協会伏見会議室

（名古屋市中区錦1丁目13-26、名古屋伏見スクエアビル9階

／TEL 052-223-0415）

●参加費 医師・歯科医師1,000円、一般市民500円

◎テーマ趣旨：参議院選挙が終わり、改憲をめぐる情勢は予断を許しません。安倍首相の「国民投票法を整備し、その上で96条を（改正）できればという考えだ」（7月22日会見、「毎日」）という発言に見られるように、念願の改憲にあくまで固執する姿勢を示したことは重要です。96条改正に反対の総会決議を採択した県弁護士会の2人の弁護士を迎えて、参議院選挙後の情勢と私たちの課題を学びます。

憲法公布67周年 憲法九条をまもろう 2013 愛知県民のつどい



**姜尚中さんの講演と
若者による企画**

中国・韓国との領土問題など、東アジアの緊張が高まっています。さらに、安倍政権は日本によるアジア諸国への侵略戦争を認めず、「従軍慰安婦」問題では国際的な批判を浴び、孤立を深めています。

しかし、安倍政権は対話による問題解決ではなく、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認などを通じ、武力で対抗しようとしています。その焦点が憲法九条です。

しかし、憲法九条を変えるために96条の改定を進めようとしたが、国民の批判の高まりのもと後退を余儀なくさせています。平和の礎となってきた憲法を変えようとする動きが続いています。

今年の「11・3県民のつどい」では、姜尚中（聖学院大学教授）さんを迎え、「東アジアの平和と憲法九条」と題して講演いただきます。また、若者たちによる企画も準備しています。若者がつくる素敵なつどいとして成功させたいと考えています。ぜひ、お誘いあわせてご参加ください。



11月3日（祝）

午後12時 開場 13時 開演
 名古屋市公会堂 JR・地下鉄鶴舞駅下車
 参加協力券 一般 1000円 大学生・障がい者 500円
 ※正式なチラシは、9月に配布の予定です

主催 あいち九条の会

連絡先 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル
 名古屋第一法律事務所気付 TEL 052(211)2236 担当者 江崎

第三は、内閣法制局長官人事である。政府の憲法解釈を担う役割を持つが、新たに長官に就任した小松一郎氏は、第一次安倍内閣の安民法制懇で集団的自衛権行使容認の立場で携わった人物であり、「九条骨抜き／動き加速」（中日新聞、八月九日）となる重大事態である。

立法改憲

自民党が準備している「国家安全保障基本法案」（二〇一二年七月、総務会決定）は、自衛隊保有の明記をはじめ集団的自衛権行使容認や国連安保理決議等に基づく軍事行動への参加を合法化する内容となっており、法律による憲法九条の機能停止を意味する。同法案では秘密保護や治安維持の条文も用意され、十月からの臨時国会に提出といわれる。「秘密保全法」とあわせて、現行憲法の人権保障規定が脅かされている。

九条守る運動をさらに広げよう

憲法問題でも国民と安倍政権のねじれは根深い。世論調査では、「憲法は変えた方がよい」などの一般的な設問に対しては憲法改正を容認する割合が多い傾向にあるものの、具体的に現行憲法を変える項目になると、国防軍に「反対」六二％、集団的自衛権は「行使できない立場を維持」五六％、九六条改憲に「反対」五四・五％（「朝日」、五月二日）、九六条改憲に「反対」五四・五％（「中日」六月四日）などの数値が出て

いて国民の意識の健全性を示している。

第一次安倍内閣が改憲に乗り出したとき、九条改憲を阻止しようとする「九条の会」が全国に広がった。現在、その輪は七千五百の「会」を数えるに至っている。「あいち医師・歯科医師九条の会」としてこの輪に加わっている私たちは、いっそうの草の根の運動を継続・強化して行く方針である。

十月五日の憲法のつどいでは、県弁護士会として改憲発議要件の九六条改正に反対決議を採択した愛知県弁護士会の平井副会長と田巻弁護士を迎えて、改憲をめぐる最新の動きを聞く。ぜひご参加いただきたい。

※自民党憲法改正草案については、本号同封資料（愛知保険医新聞掲載記事）を参照されたい。

※本稿は、本年二月十六日の「あいち医師・歯科医師九条の会」の憲法のつどいでの二宮厚美氏（神戸大学名誉教授）の講演「どうする憲法、どうなる憲法」二五条から憲法の今を考える」と、八月十日の「あいち九条の会」学習・交流集会での本秀紀氏（名古屋大学教授、あいち九条の会事務局次長）の講演「憲法九条運動の課題／参院選の結果を踏まえて」の内容をもとに構成しました。

解説 自民党改憲草案をどうみる

参議院選挙で、自民党は「憲法改正草案」の国会提出を目指し、憲法改正に積極的に取り組んでいます。公明党、自由民主党が2012年4月に発表した「日本国憲法改正草案」(以下、自民党案)の内容を紹介している。しかし、その内容は、国防軍の設置、憲法改正の発議要件を「衆参両院の過半数」に緩和など、両院の多い内容である。そこで、自民党改憲草案と現行憲法との比較を行い、何が異なるのか、考えてみたい。

◆変わる憲法尊重義務の主体

現憲法は、憲法を尊重する義務を負うのは国家権力としている。自民党案は「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」(102条)と規定している(102条)。近代的な憲法は、国民の基本的人権を守るために国家権力を制限すること、ここに本質があるが、この「立憲主義」を否定するのが自民党案。

◆憲法前文にこめられた平和の誓いの否定

自民党案は、「国民統合の象徴である天皇を置く国家」と、天皇の位置づけを変更し、現憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを誓う」という平和の誓いを削除している。さらに、「平和的生存権」や「国家主権」に関わる部分も削除している。

そして、自民党案は「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、国を尊び、家族や社会全体が互いに助け合うことによって国家を形成する」と述べて、基本的人権を守るのは国家ではなく国民であり、国民に「国と郷土を大切にす」「和を尊ぶ」と、まるで道徳の教科書のようなことを求めている。自民党案の憲法案が「憲法は国家が国民に対して命令するもの」という考えを有していることを示す部分となっている。

◆基本的人権の重質

自民党案は、「基本的人権」に関する規定を全面的に見直している(第3章)。

現憲法が保障する基本的人権には、「自由権」(思想信条の自由、信教の自由、言論の自由、学問の自由、財産権の保障)、「社会権」(生存権、労働基本権、教育を受ける権利)を挙げておられる。

ける権利等)、「参政権」があるが、自民党案では「国民は、自由及び権利を濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」として、現憲法の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過半数の決断に堪へ、現在及び将来の国民に対し、授けらるべきであり、現在及び将来の国民に対し、授けらるべきでない永久の権利として信託されたものである」(97条)を真っ向から否定する内容になっている。

このような自民党案に基づけば、自由な言論は制限され、戦争に反対する者は非国民と呼ばれる時代、国民総動員体制の時代への逆行である。

◆「自立・自助」の社会保障へ…「家族は助け合い」規定

自民党案は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合いなければならない」としたが、現憲法が戦前日本の「家」制度を否定し、個人の尊重、男女の平等を原則とした家族像を基本としたことは正反対の位置づけを行っている。このことによつて、医療・社会保健制度では現憲法55条が定める国民の生存権保障、国家の社会保障充実に資することを妨げる。社会保障制度改善推進法にみられる「自立・自助の原則」に基づき家族相互の助け合い、扶養義務の強化を挙げていることに通じる。

◆戦争をすすめる国へ

自民党案は、第2章のタイトルを「戦争の放棄」から「安全保障」に改め、9条については戦力不保持を定めた2項を削除し、国防軍に関する規定を加えた。改定した2項には「(戦争放棄という)前条の規定は、自衛権

の発動を助げるものではない」とした。Q&Aでは、その趣旨を「国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることはいくらでもありません」と説明している。

「国防軍」は、自衛隊の名称を変えただけでなく、9条3項で「質と領土の保全」を規定していることから「国益」のことを指していると思われる。かつての「シーレーン防衛」のごとく、多国籍企業の出発点での機密を守ることも国防軍の任務とされれば、行動範囲は無限なくグローバルになる。

このほか、緊急事態についても規定(98条、99条)し、憲法の一時的停止、いわゆる非常事態・戒厳令を認める内容となっている。

国防軍、緊急事態法制によって、軍事費の増大化、平和産業中心の産業構成が軍事産業中心に転換、戦争をすすめるための教育推進、徴兵制導入などが現実の危険となるだろう。

◆改憲発議要件を緩和

自民党案は、現憲法の改憲発議要件を「自分の2/3から「過半数」にし、国民投票も「有効投票の過半数」へとハードルを引き下げた。これには、改憲論者からも「改憲の壁を低くした」などの批判が出されるなど、各界から批判が起きている。(資料参照)

これは、国民主権への挑戦であり、現憲法で基本的人権を定めた10条、99条、立憲主義を定めた95条にも関わって、憲法の重要な原則を否定することにも通ずる。安倍首相は国会で「憲法も教育基本法も、主権を失っていく期間にきた」と述べ、現憲法はG10の押しつけだと主張し、すでに第一改定で教育基本法改正を成立させ、今年4月には「主権回復の日」式典を政府主催で実施してきた。しかし、発議要件緩和の改定は、国民主権を脅かし、民主主義の名で戦争体制に進んでいった日本・ドイツの過ちを繰り返すことになる。

このほか、「天皇元首制」「集会・結社、表現の自由」「外国人参政権」「政教分離」「道州制」など問題があるが、紙面の都合上、割愛する。

「日本国憲法」と「自民党憲法改正草案」(2012年4月28日発表)

対照表

※それぞれ一節を抜粋

日本国憲法	自民党改憲草案 (2012年4月28日発表)
<p>前文</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協力をよめる成果と、わが国全体による協力をよめる成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久的の平和を期し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を要する諸国民の公正と信頼に依り、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして、恒久的の平和を期し、ここに、これを定む。われらは、わが国を、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、他国との信頼に、普世的なものであり、この原則に基ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の義務であるとする。</p> <p>日本国憲法は、国家の存続にかへ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>前文</p> <p>日本国は、長い歴史と風土の文化を承ら、国民統合の象徴である天皇を置く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による発展や競争の大反響を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国憲法は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合うことによって形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国憲法は、良き伝統と良き国家を未来に子孫に継承するため、ここに、この憲法を確定する。</p>
<p>第2章 戦争の放棄</p> <p>第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p> <p>(国防軍)</p> <p>第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公的任務を履行し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p>	<p>第2章 安全保障</p> <p>(平和主義)</p> <p>第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p> <p>(国防軍)</p> <p>第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公的任務を履行し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p>
<p>第3章 国民の権利及び義務</p> <p>(基本的人権)</p> <p>第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p> <p>(自由及び権利の濫用制限義務と公共福祉性)</p> <p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国権の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>(個人の尊厳と公共の福祉)</p> <p>第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>※日本国憲法に規定なし</p>	<p>第3章 国民の権利及び義務</p> <p>(基本的人権)</p> <p>第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p> <p>(自由及び権利の濫用制限義務と公共福祉性)</p> <p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国権の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>(個人の尊厳と公共の福祉)</p> <p>第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>
<p>第4章 選挙</p> <p>(憲法改正の発議、国民投票及び公布)</p> <p>第95条 この憲法の改正は、各議院の議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>第10条 改正</p> <p>(憲法改正の発議、国民投票及び公布)</p> <p>第95条 この憲法の改正は、各議院の議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>第10章 最高法規</p> <p>(憲法尊重擁護義務の義務)</p> <p>第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	<p>第4章 選挙</p> <p>(憲法改正の発議、国民投票及び公布)</p> <p>第95条 この憲法の改正は、各議院の議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>第10章 最高法規</p> <p>(憲法尊重擁護義務の義務)</p> <p>第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>

<資料>改憲発議要件緩和をめぐる各界の発言

- ◎林本敏夫氏 (スカジオジブ・プロデューサー)「やっぱり約分の2/3じゃなくちゃいけないんじゃないですか。そんな大事なことを決めるのに、段分の1/3じゃだめですよね」(中日新聞、2013年5月3日)
- ◎安井隆久氏 (愛知県弁護士会会長)「(会長就任後、異例の早さで憲法保護が定められる改憲発議要件の緩和に反対する決議を全会一致で採択した理由)は(資料参照)の先には憲法九条の改正があるから」(毎日新聞、2013年5月16日)
- ◎中山太郎氏 (自民党、元憲法調査委員会長)「憲法の何を改正するのか、目的は何かを考えざるを得ない。まずは国民の議論が必要で、先河改正は慎重に議論すべきだ」(毎日新聞、2013年5月30日)
- ◎古賀眞氏 (自民党元幹事長)「いま、9条を改定して憲法改正半歩きのハードルを下げるということが出ていますが、私は認めることはできません。絶対にやるべきではない」(しんぶん赤旗、2013年6月2日)

日本国憲法	自民党改憲草案 (2012年4月28日発表)
<p>第3章 国民の権利及び義務</p> <p>(基本的人権)</p> <p>第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p> <p>(自由及び権利の濫用制限義務と公共福祉性)</p> <p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国権の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>(個人の尊厳と公共の福祉)</p> <p>第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>※日本国憲法に規定なし</p>	<p>第3章 国民の権利及び義務</p> <p>(基本的人権の享有)</p> <p>第11条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p>(国民の義務)</p> <p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</p> <p>(人としての尊厳等)</p> <p>第13条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>
<p>第9章 改正</p> <p>(憲法改正の発議、国民投票及び公布)</p> <p>第95条 この憲法の改正は、各議院の議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>第10章 最高法規</p> <p>(憲法尊重擁護義務の義務)</p> <p>第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	<p>第10章 改正</p> <p>第100条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の投票により、両議院のそれぞれ議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行はれる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>(家族、結婚等に関する基本原則)</p> <p>第94条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合いなければならない。</p>

平和・民主主義に関する愛知県保険医協会の声明関係紹介

愛知県保険医協会理事会は、安倍内閣の「主権回復の日式典」や橋下大阪市長の「慰安婦」発言、麻生副総理のナチス肯定発言」に、それぞれ抗議の声明を発表しました。

「主権回復の日」式典に抗議する

2013年4月27日

愛知県保険医協会理事会

1952年4月28日発効のサンフランシスコ講和条約に関し、首相は、国会で「条約が発効し、わが国は主権を完全に回復した」と評価して、政府による式典開催に至った。

同条約は、日本が戦争をしていたすべての国との平和条約とならず、アメリカを中心とした一部の国とだけ締結したことをはじめ、沖縄や奄美、小笠原を米軍統治下に置いたこと、千島列島を放棄したこと、完全な秘密交渉で締結され国会や国民の合意のないものであることなど、多くの問題を有している。

そして、このことは、同時に締結された日米安保条約や60年安保条約の際に結ばれた日米地位協定によって、日本にとっては米軍基地の固定化をはじめ軍事・経済に渡って占領下の極めて不平等な事態を今日まで継続させている。

今回の式典に際し、沖縄県知事は「主権回復どころか、米軍の施政下に放り込まれてえらい苦勞をさせられた」と不快感を示し、同県議会は抗議決議を全会一致で可決、政府式典と同時刻に抗議大会も開くという。

米軍統治下で多くの民有地が強制的に収用され、日本の陸地面積の1%以下しかないところに在日米軍基地の70%以上が今なお集中する沖縄県民が、「屈辱の日」と呼ぶのは当然である。

首相は国会で「憲法も教育基本法も、主権を失っている期間にできた」と述べ、現憲法はGHQの押しつけだと主張している。今回の式典を求めた自民党議員連盟の設立趣意書は、同党がめざす改憲と国防軍創設を促す内容となっている。

私たちは、人命を守る医師の立場から、また、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対する医師の社会的責任を自覚する立場から、政府による「主権回復の日」式典開催に抗議する。

橋下徹 大阪市長・日本維新の会共同代表の

「慰安婦は必要」発言に抗議する

2013年5月17日

愛知県保険医協会理事会

5月13日、橋下氏は旧日本軍慰安婦制度が「慰安婦制度は当時としては必要であった」、米軍に対し「風俗業の活用を」と発言した。

これらの発言は、慰安婦制度の被害者の人格の尊厳を無視した重大な人権問題である。また女性全体を冒瀆し、男性の品位も貶める発言でもある。

橋下氏はこれまでも慰安婦制度に関して「強制連行のような事実はなかった」との発言を重ねているが、強制連行の有無が問題なのではなく、軍によって組織的に慰安婦制度が管理運営され、女性が性奴隷とされてきたこと自体が問題である。

また、橋下氏は同日、安倍首相の「侵略の定義が定まっていない」という発言を擁護する発言も行っている。このことは、安倍政権が「植民地支配と侵略」を謝罪した「村山談話」や、慰安婦問題の強制性と政府の関与を認めた「河野談話」を否定する動きをみせていることと軌を一にするものである。

最近の安倍政権の憲法改定に踏み込む動きをはじめ、靖国神社参拝、他国の脅しには屈しないなどの発言が相次いでいる中での今回の橋下氏の発言は、韓国の朴大統領が「過去の歴史を正しく認識しないものに未来はない」（5月8日オバマ大統領との会談）、「日本は鏡を見て責任ある歴史認識を持つべきだ」（ワシントンポストとのインタビュー）との発言で、日本の歴史認識の変質を批判したことにもみるように、日韓・日中など、世界諸国との外交関係を悪化させるばかりでなく、侵略戦争への反省の上に築かれてきた世界の中で日本を孤立させることになりかねない。

愛知県保険医協会理事会は、人命を守る医師・歯科医師の立場から、また、平和を脅かす動きに反対する医師の社会的責任を自覚する立場から、橋下氏の発言に厳重に抗議するとともに、発言の撤回と謝罪、公職からの辞職を求める。

ナチス肯定発言の麻生副総理の辞職を要求し、 改憲・歴史認識逆行の政権関係者の言動に抗議する

2013年8月9日

愛知県保険医協会理事会

麻生太郎副総理・財務相は、憲法改正に絡み、ナチスドイツを引き合いに「あの手口を学んだらどうか」と発言した（7月29日、国家基本問題研究所月例研究会）。麻生氏はナチスを例示したことは撤回したが、かつて外相、首相を経験し、現在、副総理の地位にある者として、また政治家として発言した事実は消えない。麻生氏と、同氏を副総理・閣僚に任命した安倍首相の責任は極めて重大である。私たちは、麻生氏の閣僚および国会議員の辞職を求める。

麻生氏は「ドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていた。誰も気がつかなかった。あの手口に学んだらどうかね」と述べている。しかし、この発言はナチスが自らに反対する政党を弾圧し、全権委任法によってワイマール憲法を事実上停止して国民の自由な言論を封じ込めた事実をねじ曲げており、民主主義を破壊し独裁を築いたナチスを称賛しているとしか受け取られない内容である。

麻生氏自身「ドイツでは昔、ナチスに一度やらせてみようという話になった」（2008年8月、民主党の審議拒否を批判し江田参院議長に対して発言）と、政党をナチス呼ばわりしたことや、「（日本は）一国家、一文明、一言語、一文化、一民族」とも発言（2005年九州国立博物館開館記念式典での祝辞。ナチスの「一つの民族、一つの帝国、一人の総統」のスローガンと酷似）したことなど、ナチス賛美と受け取られる発言を繰り返している。

また、このような発言の背景に、「『侵略』の定義はない」と述べ、日本の植民地支配と侵略を反省した「村山談話」を見直す」と表明した安倍首相や、靖国神社への参拝を行った麻生副総理をはじめとした閣僚、侵略戦争自体を否定した自民党政調会長など、安倍内閣の改憲・歴史認識逆行の姿勢があることも看過できない。自民党の改憲案で、国会の改憲発議要件を「3分の2」以上の賛成から「過半数」に引き下げ、政権に都合のよい憲法に変えようとしていることは、ナチスの「全権委任法」に通じる発想であり、集団的自衛権容認の内閣法制局長官人事や専守防衛の転換を盛り込んだ防衛大綱見直しも、ナチスが独裁体制を敷いていた手口を想起させる。

私たちは、人命を守る医師の立場から、また、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対する医師の社会的責任を自覚する立場から、政府による改憲や歴史認識逆行の言動にも厳しく抗議する。